

全国児童相談所長会議資料

(子どもの安全確認・安全確保を最優先
とした取組について)

1. 子どもの安全確認・安全確保の徹底について 1頁
2. 学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な
情報提供について 11頁
(平成22年3月24日雇児発0324第1号
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
3. 児童虐待防止対策の推進について 17頁
(平成22年7月28日雇児総発0728第1号雇児母発0728第1号)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長連名通知)
4. 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について
(第6次報告)の概要 21頁
5. 児童の安全確認の徹底について 30頁
(平成22年8月2日雇児総発0802第1号
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)
6. 児童の安全確認の徹底に係る調査について(依頼) 31頁
(平成22年8月10日雇児総発0810第1号)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)
7. 児童の安全確認の対応について 35頁
(平成22年8月18日雇児総発0818第1号)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)
8. 安全確認ができないケースについての対応例(未定稿) 49頁
9. 居住者が特定できない事案における出頭要求等について 52頁
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知案)
10. 児童虐待防止対策の推進について(関係団体あて依頼) 54頁

平成22年8月26日(木)

厚生労働省

子どもの安全確認・安全確保の徹底について

◎児童相談所等関係機関の関与がありながら虐待死を防げなかった事例の存在

48時間ルールの徹底

- ・情報提供であっても死を招く子ども虐待の可能性の認識
- ・安全確認は、原則48時間以内に子どもを直接目視することにより実施

ためらわず必要な場面での一時保護の実施

- ・保護者の同意が得られない場合であっても子どもの安全を最優先にした実施
- ・虐待の確証が得られない場合においても、児童の安全のため一時保護による診断・判定も辞さない

臨検・搜索制度等の積極的な活用

- ・長期間子どもの安全が確認されず、呼びかけに全く応答しない場合等における積極的な活用
- ・出頭要求、立入調査、再出頭要求の段階を踏まえ、次の見通しをもった迅速な対応

関係機関との連携

- ・虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子ども等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要
- ・要保護児童対策地域協議会を積極的に活用するとともに、日頃からの情報交換により、各機関の連携を深めていくことが適当

48時間ルールの徹底

・情報提供であっても死を招く子ども虐待の可能性の認識

(児童相談所運営指針 第3章第2節「6 相談受付の方法」)

虐待に関する通告は、必ずしも通告という形でもたらされるとは限らず相談・情報提供等の形態でもたらされることも多いことから、外部からの個人を特定できる虐待に関する情報(要保護児童対策地域協議会等の事例検討の場において協議された事例であって、市町村が送致を要しないものとして対応しているケースに係るものを除く。)については、すべて虐待通告として、虐待相談・通告受付票を起こし、緊急受理会議を開き、対応を組織的に協議すること。

・安全確認は、原則48時間以内に子どもを直接目視することにより実施

「児童虐待防止法第8条第2項」

児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ同法第三十三条第一項の規定による一時保護を行うものとする。

(児童相談所運営指針 第3章第3節「3 調査の開始」)

虐待通告(「送致」を含む。)を受けた場合であって、安全確認を必要と判断される事例については、速やかに緊急受理会議を開催し、緊急性など個々の事例の状況に応じて、安全確認の実施時期、方法等の対応方針を決定する。

なお、安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい。

また、こうした初期対応のほか、必要に応じて、後日、追加的なアセスメントを適切に実施する。

ためらわず必要な場面での一時保護の実施

・保護者の同意が得られない場合であっても子どもの安全を最優先にした実施

(児童相談所運営指針 第5章第1節「3 一時保護の強行性」)

一時保護は原則として子どもや保護者の同意を得て行う必要があるが、子どもをそのまま放置することが子どもの福祉を害すると認められる場合には、この限りでない。

・虐待の確証が得られない場合においても、児童の安全のため一時保護による診断・判定も辞さない

(子ども虐待対応の手引き 第5章「1 一時保護の目的は何か」)

一時保護の第一の目的は子どもの生命の安全を確保することである。単に生命の危険にとどまらず、現在の環境におくことが子どものウェルビーイング(子どもの権利の尊重・自己実現)にとって明らかに看過できないと判断される場合は、まず一時保護を行うべきである。

一時保護を行い、子どもの安全を確保した方が、子どもへの危険を心配することなく虐待を行っている保護者への調査や指導を進めることができ、また、一時的に子どもから離れることで、保護者も落ち着くことができたり、援助を開始する動機付けにつながる場合もある。

子どもの観察や意見聴取においても、一時保護による安全な生活環境下におくことで、より本質的な情報収集を行うことが期待できる。

以上の目的から必要とされる場合は、まず一時保護を行い、虐待の事実・根拠はそれから立証するという方が子どもの最善の利益の確保につながりやすい。

臨検・搜索制度等の積極的な活用

・長期間子どもの安全が確認されず、呼びかけに全く応答しない場合等における積極的な活用

(児童相談所運営指針 第3章第3節 5「(7) 臨検、搜索等」)

児童虐待防止法第9条の3第1項の規定による都道府県知事等(児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。以下この(7)において同じ。)の臨検又は搜索は、特にネグレクトのように児童を直接目視できず児童の状況自体把握できないような場合に活用されることで、児童の安全の確認又は安全の確保が行われることが想定されている。

この「臨検」又は「搜索」は、双方とも強制処分として行うものであり、「臨検」とは住居等に立ち入ることをいい、「搜索」とは住居その他の場所につき人の発見を目的として捜し出すことをいう。これらの臨検又は搜索は、物理的実力の行使を背景に、対象者の意思に反してでも直接的に児童の安全確認又は安全確保をしようとするものであり、同法第9条第1項の立入調査が、これを拒んだ者に対する罰則を定めることで、間接的に調査の実効性を担保しようとするのと異なるものである。

・出頭要求、立入調査、再出頭要求の段階を踏まえ、次の見通しをもった迅速な対応

(児童相談所運営指針 第3章第3節 5「(5) 立入調査」)

法第29条に規定する立入調査は、法第28条に定める承認の申立を行った場合だけではなく、虐待や放任等の事実の蓋然性、子どもの保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、法第28条に定める承認の申立の必要性を判断するために調査が必要な場合にも行えることに留意する。

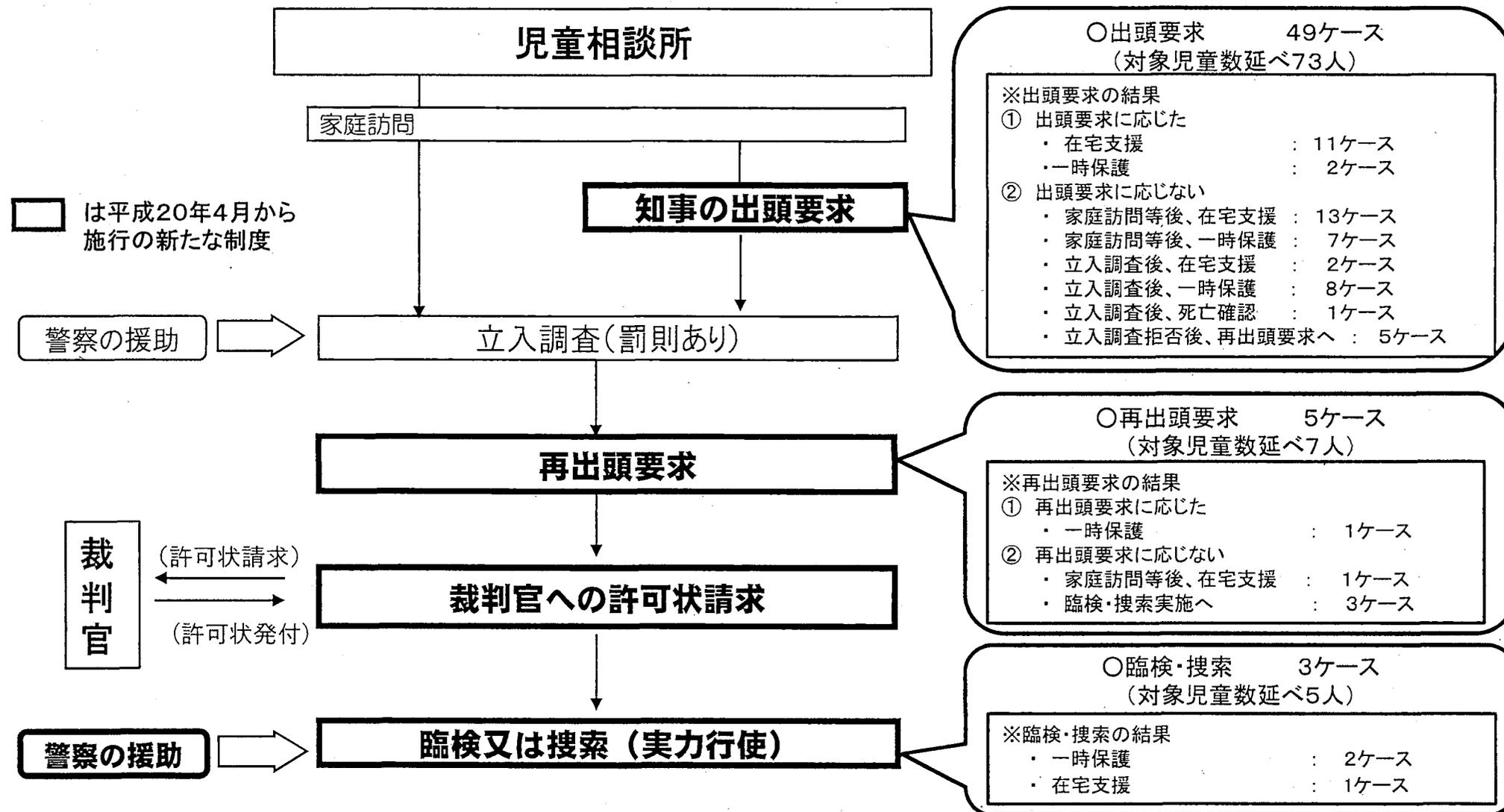
また、児童虐待防止法第9条第1項の規定では、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときに子どもの住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問させることができること、正当な理由がないのにその執行を拒否した場合、同条第2項により適用される法第61条の5の50万円以下の罰金に処することとされているが、立入調査の実効性を高める観点から、立入調査を実施するに当たっては、正当な理由がないにもかかわらず立入調査を拒否した場合には罰金に処せられることがある旨を、可能な限り保護者に対して告知する。その際には、当該立入調査を拒否した場合、同法第9条の3第1項の臨検又は搜索が行われる可能性がある旨も併せて告知する。

・出頭要求、立入調査、再出頭要求の段階を踏まえ、次の見通しをもった迅速な対応 (続き)

(子ども虐待対応の手引き 第4章「8 出頭要求から臨検・捜索に関する留意点」)

出頭要求、立入調査、再出頭要求、臨検・捜索は、子どもの安全確認及び安全の確保を目的に行う一連の行政行為であり、常に最悪の事態を想定しつつ目的を達成するための見通しのあるプランを練って着手する。

なお、実行に際して警察官、裁判所との連携なくしては実現しないことは明らかであるので、早い段階で協力を仰ぐことが重要である。



□ は平成20年4月から施行の新たな制度

警察の援助

裁判官

警察の援助

注: 新制度に係る数値は、平成20年4月1日(改正法施行日)~平成22年3月31日までの間に、都道府県、指定都市、児童相談所設置市で実施した件数

関係機関との連携

・虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子ども等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要

(児童相談所運営指針 第7章第1節「各種機関との連携の重要性」)

(1) 子どもや家庭をめぐる問題は複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応、子どもや家庭に対するきめ細かな支援が重要となっている。そのためには、児童相談所の有する機能等のほか、福祉事務所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、児童福祉施設、児童委員、児童家庭支援センター等福祉分野の機関のみならず、保健所、精神保健福祉センター、市町村保健センター、家庭裁判所、学校、教育委員会、警察、人権擁護委員、民間団体等種々の分野の機関とも連携を図るとともに、各機関とのネットワークを構築して、その活用を図ることが必要である。

(2) こうした関係機関の円滑な連携を図るためには、これらの機関の機能や仕組及び関連制度等についての的確に把握するとともに、児童相談所の機能や仕組等についても関係機関の理解を求める等、各機関の相互理解に基づく一体的な連携が重要である。

(3) 複数の機関が連携しながら相談援助を進める場合、事例の進捗状況や援助の適否、問題点、課題等について、特定の機関が責任をもって把握、分析、調整等(ケースマネジメント)を行う必要があるが、どの機関がこれを行うのか常に明らかにしておく必要がある。

(4) 特に、近年子どもに対する虐待が増加しているが、虐待は家庭内で行われることが多いため、早期発見が困難な場合が多く、また、同時に多くの問題を抱えている場合が多いことから、関係機関が一堂に会し、情報交換を行うとともに、共通の認識に立ってそれぞれの役割分担を協議する等、各関係機関が連携しながら早期発見並びに効果的対応を図ることが極めて重要である。

(5) このため、平成16年児童福祉法改正法により、地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報等の交換や要保護児童等に対する支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を置くことができることとされ、さらに平成19年児童福祉法改正法により、当該協議会の設置が努力義務とされたところである。

・虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子ども等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要 (続き)

- (6) 児童相談所は、児童家庭相談への対応について、市町村とともに中核的な役割を担っており、市町村による要保護児童対策地域協議会の設置や運営を支援するなど積極的に取り組むことが求められる。
- (7) また、虐待の早期発見については、平成16年児童虐待防止法改正法により、子どもの福祉に職務上関係のある者だけでなく、学校、児童福祉施設、病院等の児童の福祉に業務上関係のある団体も児童虐待の早期発見に責任を負うことが明確にされるとともに、通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大された。これを踏まえ、関係機関等に対し平成16年児童虐待防止法改正法の内容を周知するとともに、虐待の早期発見のため、通告はためらうことなく、幅広く行うよう依頼することも必要である。
- (8) さらに、児童相談所は、地域における各種機関相互の有機的な連携を図るとともに、児童相談所と各種機関相互の情報流通を良くする観点から、関係機関の関与が必要な事例に関する情報について、抱え込むことなく、市町村及び要保護児童対策地域協議会に対し積極的に提供するものとする。
- (9) 個々の事例に関して他の機関にあっせんする等の場合には、子どもや保護者等の了解を得ることを基本とし、やむを得ずこうした了解が得られない場合においても、参加機関に守秘義務が課せられる要保護児童対策地域協議会を活用するなど、プライバシー保護に留意する。
- (10) また、個別ケースに関する援助方針の策定に当たっては、民間団体を含め、様々な連携する関係機関の意見を十分に踏まえるとともに、関係者による事後的な評価に努めること。

・虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子ども等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要（続き）

（市町村児童家庭相談援助指針 第1章第2節「2都道府県と市町村の役割分担・連携の基本的考え方」）

(1) こうした都道府県と市町村の役割分担・連携については、まず市町村は、

- ① 第10条第1項第3号に掲げる業務（児童家庭相談に応じる等の業務）のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない（児福法第10条第2項）、
- ② この児童家庭相談に応じる等の業務を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない（児福法第10条第3項）
こととされている。

他方、都道府県知事は、市町村の第10条第1項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができることとされている（児福法第11条第2項）。

(2) このように、児福法においては、都道府県と市町村の間で適切な役割分担・連携を図りつつ、特に市町村に対しては、現在、市町村において実施されている母子保健サービスや一般の子育て支援サービス等をはじめ、虐待の未然防止や早期発見を中心に積極的な取組を行うことを期待するものである。

具体的には、市町村については、

- ① 住民等からの通告や相談又は乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や新生児訪問指導により把握した一般の子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用することで対応可能と判断される比較的軽微なケースについては、市町村を中心に対応する
- ② ケースの緊急度や困難度等を判断するための情報収集を行い、立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要と判断される困難なケースについては児童相談所に直ちに連絡する
- ③ 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、相談や定期的な訪問等を行い子どもを支え見守るとともに、家族が抱えている問題の軽減化を図るなど、自ら対応可能と考えられる比較的軽微なケースへの対応や、重篤なケースに関する窓口、自ら対応してきたケースについて、行政権限の発動を伴うような対応が必要となった場合の児童相談所への連絡等の進行管理を担うことが求められる。

・虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子ども等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要（続き）

(3) 他方、都道府県（児童相談所）については、こうした市町村相互間の連絡調整や情報提供、市町村職員に対する研修の実施等の必要な援助を行うほか、

- ① 個別のケースに関する初期対応や支援の進捗状況の管理、行政権限の発動の必要性の判断も含め、児童家庭相談への市町村の対応について技術的援助や助言を行うとともに、
- ② 一般の国民等から直接通告や相談を受け、あるいは市町村では対応が困難なケースの送致を受け、立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の都道府県にのみ行使が可能な手段も活用しつつ、子どもやその保護者に対する専門的な支援を行う
- ③ 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、子どもやその保護者に対し、児童福祉司指導などの専門的な支援を行う
ことが求められる。

(4) 都道府県（児童相談所）と市町村の役割分担・連携の基本的考え方は以上のとおりであるが、児童家庭相談に関して「軽微」あるいは「専門的」と判断する具体的な基準については、市町村や都道府県の児童家庭相談体制にもよることから、当面、上記の考え方を踏まえつつ、自ら対応することが困難であると市町村が判断したケースについては、都道府県（児童相談所）が中心となって対応することを基本に、都道府県（児童相談所）と市町村の役割分担・連携の具体的なあり方について十分調整を図り、児童家庭相談への対応に万全を期すことが必要である。なお、以上を踏まえ、市町村と児童相談所における相談援助活動の系統図を示すとおおむね別添1（別添は省略）のとおりである。

・要保護児童対策地域協議会を積極的に活用するとともに、日頃からの情報交換により、各機関の連携を深めていくことが適当

(子ども虐待対応の手引き第5章「(3) 機関連携による援助」)

多様な複合的問題を抱える家族に対しては、一機関の自己完結的な援助で効果をあげることは困難である。したがって、問題に対する対応機能をもった複数の機関が連携して援助にあたることが必須の条件になる。しかし、機関連携が効果を発揮するためにはお互いがそれぞれの立場と機能を十分に理解し、問題に対する認識と援助目標を共有化させる作業が必要である。

そのためには、関係機関等の代表者による情報交換や個々の事例に則した担当者レベルによる個別ケース検討会議が必要となる。個別ケース検討会議では、相互の役割分担や援助のキーパーソンを定め、随時援助の評価や調整を行っていくことが大切になるが、会議に当たっては事前に機関内で十分に検討することや、必要に応じ機関としての決定権をもつ人の参加が重要になる。また、日ごろからの機関同士の協力関係の維持や職員の相互面識も大変重要な要素であるので、日常的なネットワークの構築や構成員を対象とした研修、専門性の違う職種による研究会等にも積極的に努力すべきである。

- 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等(第6次報告)においては、
心中以外の死亡事例の96.5%が要保護児童対策地域協議会で検討されていないと報告されている。

(要保護児童対策地域協議会設置・運営指針 第3章「要保護児童対策地域協議会の運営」)

(3) 児童虐待への対応は、多数の関係機関が関与し、また、児童相談所と市町村の間の役割分担が曖昧になるおそれもあることから、市町村内における全ての虐待ケースに関して地域協議会において絶えず、ケースの主担当機関及び主たる援助者(キーパーソン)をフォローし、ケースの進行管理を進めていくことが必要である。こうした観点から地域協議会の調整機関において、全ケースについて進行管理台帳(別添1参照(別添は省略))を作成し、実務者会議等の場において、定期的に(例えば、3か月に1度)、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことが適当である。

各
〔都道府県知事
指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長〕

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどっているほか、児童虐待による死亡事件も跡を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっており、これまでも児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子どもの適切な保護等、児童虐待防止に向けた適切な対応が図られるよう繰り返しお願いしているところである。

しかしながら、先般、東京都江戸川区において発生した、児童虐待が疑われる小学校1年生の子どもが亡くなった事件では、学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能しなかったことが問題点の一つとして指摘されているところである。

こうした指摘を踏まえ、文部科学省、厚生労働省で協議の上、別添のとおり「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（以下「本指針」という。）を作成したので、地域の実情に応じて適切に運用されるよう、本指針の内容について御了知いただくとともに、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等への周知を図られたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

また、本件については、文部科学省からも、各都道府県・指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人学長に対し、通知されているので申し添える。

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針

1 趣旨

本指針は、学校及び保育所から市町村又は児童相談所（以下「市町村等」という。）への児童虐待の防止に係る資料及び情報の定期的な提供（以下「定期的な情報提供」という。）に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、頻度・内容、依頼の手続等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律第13条の3の規定に沿った基本的な考え方を示すものである。

2 定期的な情報提供の対象とする児童

(1) 市町村が求める場合

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（以下「学校」という。）に在籍する幼児児童生徒及び保育所に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。

（注）進行管理台帳とは、市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において、絶えず、ケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

(2) 児童相談所が求める場合

児童相談所（児童福祉法第12条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。）が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校等及び保育所から通告があったものなど児童相談所において必要と考える幼児児童生徒等を対象とする。

3 定期的な情報提供の頻度・内容

(1) 定期的な情報提供の頻度

定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準とする。

(2) 定期的な情報提供の内容

定期的な情報提供の内容は、上記2(1)及び(2)に定める幼児児童生徒等についての、対象期間の出欠状況、(欠席があった場合の)家庭からの連絡の有無、欠席の理由とする。

4 定期的な情報提供の依頼の手続

(1) 市町村について

市町村は、上記2(1)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校及び保育所に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

(2) 児童相談所について

児童相談所は、上記2(2)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校及び保育所に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

5 機関(学校及び保育所を含む。)間での合意

(1) 上記4により、市町村等が学校及び保育所に対し、定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、市町村等と学校及び保育所との間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいものであること。

(2) 協定の締結等による機関間での合意に際しては、本指針に掲げる内容を基本としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね1か月に1回を標準としている定期的な情報提供の頻度を柔軟に設定したり、対象となる幼児児童生徒等の範囲を柔軟に設定したり、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものにする事。

(3) 学校は、市町村等と協定の締結等により機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者である教育委員会、国立大学法人、都道府県私立学校主管部課(以下「教育委員会等」とする。)に対しても報告すること。

6 定期的な情報提供の方法等

(1) 提供の方法

学校及び保育所は、市町村等から、上記4の依頼文書を受けた場合、依頼のあった期間内において、定期的に上記3に定める定期的な情報提供を書面にて行う。

(2) 教育委員会等への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて教育委員会等に対してもその写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて教育委員会等を経由することも可能とする。

7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校及び保育所において、不自然な外傷、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

8 情報提供を受けた市町村等の対応について

(1) 市町村について

① 学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校及び保育所から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

② ①の評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら又は関係機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催など状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

③ 対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又は通知を行う。

④ 協議会においては、市町村内における全ての虐待ケース（上記2（2）の場合を除く。）について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的に（例えば3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。

(2) 児童相談所について

① 児童相談所が学校及び保育所から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合

ア 学校及び保育所から上記 6 の定期的な情報提供又は上記 7 の緊急時における情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校及び保育所から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等の合議による組織的な評価を行う。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

イ アの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなどの状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

ウ 必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。

② 市町村が学校及び保育所から上記 6 の定期的な情報提供又は上記 7 の緊急時における情報提供を受けた場合

市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

9 個人情報の保護に対する配慮

(1) 学校及び保育所から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号)の目的、基本理念及び各地方公共団体の個人情報保護条例等を踏まえて、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、必要な限度で行われなければならないので留意すること。

(2) 市町村が学校及び保育所から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校及び保育所から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における要保護児童等に関する情報の共有は、要保護児童等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことされているので、このことに十分留意し、協議会の適切な運営を図ること。

10 その他

市町村等が学校及び保育所以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行った場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年五月二十四日法律第八十二号）

（資料又は情報の提供）

第十三条の三 地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

雇児総発0728第1号
雇児母発0728第1号
平成22年7月28日

各
〔 都 道 府 県
指 定 都 市
児童相談所設置市 〕 児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

母子保健課長

児童虐待防止対策の推進について

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、今般、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会により「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第6次報告）（以下「6次報告」という。）が取りまとめられるとともに、平成21年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談件数（速報値）及び平成21年度において実施された出頭要求等を取りまとめたので送付する。

については、6次報告の内容を把握し、その内容や下記の事項に留意の上、児童虐待の対応の徹底に努めて頂くとともに、管内関係機関及び管内市区町村に対して周知方を願います。

なお、6次報告については、都道府県教育委員会及び都道府県警察には、それぞれ文部科学省及び警察庁から送付されるとともに、周知を図るための通知（達）が発出される予定であることを申し添える。

※ 6次報告については、厚生労働省のホームページにも掲載している。

記

1 第6次報告の周知について

国においては、子ども虐待による死亡事例等重大事例が発生した際の検証を、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づき、「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において、各地方公共団体からの報告等を基に実施しているところである。

今般公表された6次報告では、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間の事例について分析検証されるとともに、「虐待を受けた児童の安全確認・安全確保及び児童虐待による死亡事例等の検証等について」（平成20年8月1日付け雇児総発0801002号）に基づき、地方公共団体が行った子ども虐待による死亡事例の検証状況についての検証も行われ、発生事例及び地方公共団体の検証方法について課題を明らかにするとともに、具体的な改善策が提言されているので、報告内容を熟知していただき、貴自治体における児童虐待防止対策の充実に資されたい。

2 児童虐待の対応体制の充実について

(1) 相談しやすい体制の整備

6次報告においては、生後間もない日齢0日で死亡した事例が相当数あり、これらの事例については、日齢1日以上で死亡した事例に比べ妊婦健診の未受診や母子健康手帳の未発行などの割合が高い結果であった。また、望まない妊娠や計画しない妊娠を予防するための方策と妊娠に悩む者が相談をしやすい体制の整備、相談先の周知徹底が提言されている。

このような死亡事件防止のためには、妊娠期から関係機関が関わりの端緒をつかみ支援につなげることが必要と考えられるので、妊娠について悩む者が相談できる体制の充実と相談できる機関についての周知を徹底するとともに、妊娠の早期届出や妊婦健診の受診勧奨に努めること。

(2) 地域ぐるみの児童虐待対応について

児童虐待への対応は、市町村や児童相談所を始め、関係機関が連携して取り組むとともに、地域住民の力を結集することが重要であることから、地域住民が児童虐待対策に意識を向けるように、ホームページや広報誌等により、通告先だけでなく虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は速やかに通告する義務があること、通告者の秘密は守られること、通告が子どもや保護者への支援につながることをこれまで以

上に積極的に周知すること。

また、通告や相談の最初の接触は、電話を使用するケースが多いと考えられることから、児童相談所の全国共通ダイヤル「0570-064-000」の周知に努めること。

(3) 母子保健施策と児童虐待対応の一体的な取組について

乳幼児健康診査（以下「乳幼児健診」という。）の未受診は、児童虐待のリスク要因のひとつとして挙げられており、今回の6次報告においても、乳幼児健診の未受診率は1歳6か月児健診で5割弱、3歳児健診で2割強であり、一般の未受診率を上回ることが報告され、乳幼児健診未受診者については、その把握に努め、家庭訪問等により受診勧奨するとともに、子どもの安全確認を行うべきことが提言されている。

これらのことから、乳幼児健診を担当する部署は、乳幼児健診等の機会を通じて、未受診者の把握と訪問等による受診勧奨を徹底するとともに、受診勧奨を行ってもなお未受診の状態が続いている場合には、当該家庭に関する情報を集約して、児童福祉担当部署、要保護児童対策地域協議会調整機関等を交えて対応を検討し、子どもの状態を確認することを徹底すること。

なお、子どもの状態がどうしても確認できない場合には、市町村から児童相談所に事例の送致を行い、立入調査等により安全確認を実施するなど、子どもの安全を第一に考えた対応に努めること。

(4) 子どもの安全確認・安全確保の徹底について

今回、取りまとめられた「6次報告」では、児童相談所や市町村等関係機関が関わりのあった事例で死亡に至った事例は減少しているものの、死亡事例の中には、基本的な対応に課題があったと考えられる事例もあることから次の点について対応を徹底すること。

子どもの安全確認・安全確保の徹底について

◎児童相談所等関係機関の関与がありながら虐待死を防げなかった事例の存在

48時間ルールの徹底

- ・情報提供であっても死を招く子ども虐待の可能性の認識
- ・安全確認は、原則48時間以内に子どもを直接目視することにより実施

ためらわず必要な場面での一時保護の実施

- ・保護者の同意が得られない場合であっても子どもの安全を最優先にした実施
- ・虐待の確証が得られない場合においても、児童の安全のため一時保護による診断・判定も辞さない

臨検・捜索制度等の積極的な活用

- ・長期間子どもの安全が確認されず、呼びかけに全く応答しない場合等における積極的な活用
- ・出頭要求、立入調査、再出頭要求の段階を踏まえ、次の見通しをもった迅速な対応

関係機関との連携

- ・虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子ども等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要
- ・要保護児童対策地域協議会を積極的に活用するとともに、日頃からの情報交換により、各機関の連携を深めていくことが適当

3 児童虐待に対応する職員の専門性の確保について

児童虐待は、家族の過去から現在に渡る複雑かつ多様な問題に起因しており、この問題を適切に把握して的確に対応する職員には、医療・保健・福祉・心理等の様々な分野の知識と援助技術を備えることが必要である。このため、児童相談所及び市区町村（児童虐待への対応部署）の職員には、社会福祉援助技術を持った専門職等の確保・配置に努めるとともに、研修等についても機会の拡充及び内容の充実等を図ること。

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第6次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

H22.7

対 象

- 厚生労働省が関係都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む）に対する調査により把握した、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの12ヶ月間に発生又は明らかになった（※1）児童虐待による死亡事例

	6次報告			5次報告（※2、※3）		
	心中以外	心中 （未遂を含む）	計	心中以外	心中 （未遂を含む）	計
例数	64	43	107	73(56)	42(34)	115(90)
人数	67	61	128	78(61)	64(53)	142(114)

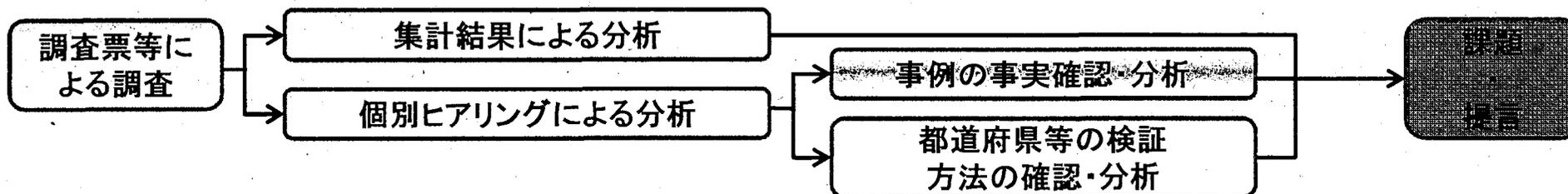
（※1）対象期間に認知された過去の事例も含まれる

（※2）第5次報告は、平成19年1月から平成20年3月までの間

（※3）第5次報告のかっこ内の数字は、平成19年4月から平成20年3月までの間の件数（人数）

調査・分析方法

- 調査票による調査ののち、関係都道府県等において検証が実施された事例の中で、関係機関の関与があった一部の事例について、ヒアリングを実施した。



集計結果による分析 ～ 「心中以外」 ～

- 死亡した子どもの年齢では0歳児が39人(59.1%)(前年37人(47.4%))であり、そのうち0ヶ月児が26人(66.7%)(前年17人(45.9%))と集中。また、0ヶ月児のうち、日齢0日16人(0ヶ月児の61.5%)となっている。
- 実母の妊娠期・周産期の問題では、「望まない妊娠」(全体の31.3%、日齢0日児の68.6%)、「妊婦健診未受診」(全体の31.3%、日齢0日児の75.0%)、「母子健康手帳未発行」(全体の29.9%、日齢0日児の81.3%)が多く見られ、特に日齢0日児において顕著となっている。 ※ 数値は有効割合
- 乳幼児健診の未受診率は、3～4ヶ月児健診で7例(26.9%)(前年:3例(11.5%))、1歳6ヶ月児健診8例(47.1%)(前年3例(17.6%))で増加している。
- 養育者の心理的・精神的問題では、実母の場合は「育児不安」(25.4%)、「養育能力の低さ」(15.9%)、「衝動性」(12.7%)に該当する割合が高く、実父の場合は「攻撃性」(20.6%)、「衝動性」(17.6%)、「怒りのコントロール不全」(17.6%)に該当する割合が高い。
- 「児童相談所が関わっていた事例」は7例(10.9%)(前年15例(20.5%))で、「関係機関の関与がなかった事例」は14例(21.9%)(前年:13例(17.8%))となっている。

(特記なきものは構成割合を表す)

集計結果による分析 ～「心中」～

- 「心中」の事例は、保護者の死亡等により各事例の背景等の把握が困難であり、十分な分析はできなかったが、死亡した子どもの年齢にばらつきがあることや、1事例で複数の子どもが犠牲になることが多い特徴は続いている。
- 「心中」の事例における保護者の年齢は、19歳以下はなく、20～24歳2例(4.8%)と低く、35～39歳と40歳以上でそれぞれ13例(31.0%)と多い。

個別ヒアリング調査の結果 ～事例に関するもの～

ヒアリングを実施した結果、一部に次のような事例がみられた。

1. 双子に関するリスクケースの発見と予防的支援

- 双子の育児は、母親によっては大きな負担になり、他のリスク要素が重ならないよう注意して接し、他のリスク要素の解消に向けた予防的な支援を行う必要があるが、十分行われていない。

2. 虐待の気づき・発見

- 住民、関係機関からの虐待通告、虐待を受けている子ども本人やそのきょうだいからの相談があった時の、直接の子どもの安全確認、リスクアセスメント、要保護児童対策地域協議会での協議を通じた情報の共有等が十分ではない。

3. 通告・相談があった場合の対応

- 虐待の事実確認を行うために子どもと面接して得た情報について、子どもの安全を確保せずに、保護者に直接的な質問や言い回しによる確認が行われている。

4. 情報収集とアセスメント

- 面接だけでなく家庭訪問により、きょうだいの状況を含め、実際の家庭内の状況が確認されていない。
- 家族の生育歴や内縁男性の存在を含む養育環境など、家族についての様々な情報を支援経過を通して収集し、再アセスメントを行う必要があるが、十分ではない。

5. 受傷機転不明のけが

- 受傷機転不明のけががあるが、虐待の事実の有無が確認されないという理由で、一時保護等の措置が取られていない。

6. 入所措置解除、再一時保護とアセスメント

- 保護者や親族の執拗な引き取り要求に抵抗できず、家庭復帰を認めてしまったり、一度措置解除の方針を決定・実施後、受傷機転不明の怪我等が発生した場合、再度一時保護等の措置が行われていない。

7. 要支援ケースの移管、引き継ぎ

- 要支援家庭が転居した後、転居先の地方自治体へのケース移管、引き継ぎ、連絡等が十分行われていない。

8. 乳幼児健診が医療機関に委託されている場合の連携

- 乳幼児健診で育児不安等のリスク情報を把握したが、実母への保健センターの紹介・斡旋、保健センター等への情報提供が行われていない。
- 乳幼児健診委託先の医療機関に対し、情報の伝達を促進するための取組が十分に行われていない。

地方公共団体への提言

1. 発生予防

- 望まない妊娠や計画しない妊娠を予防する方策と、望まない妊娠について悩む者への相談体制の整備を充実させるとともに、相談できる場所について周知徹底すべき。
- 要保護児童として支援が必要な事例は、市町村と連携し、児童相談所が関与してケースマネジメントを行うべき。

2. 通告についての広報・啓発

- 通告が子どもや保護者への支援につながることもあることを周知すべき。

3. 虐待の気づき・発見

- 家庭状況に関する情報の記録と、複数人による対応検討を実施すべき。
- 乳幼児健康診査未受診者の把握に努め、家庭訪問等により受診勧奨するとともに、必要な場合は子どもの安全確認を行うべき。
- 医療機関からの通告があった場合は特に危機感を持って対応するとともに、日頃から医療機関からの情報提供を促進するために連携体制を強化しておくべき。

4. 通告・相談があった場合の対応(情報収集の方法)

- 子どもから得た情報をそのまま保護者に確認してはいけないことが、虐待対応の基本的事項の一つであることを確認すべき。

5. 情報収集とアセスメント

- アセスメント実施のために、きょうだい、家族の生育歴、養育環境、DVの有無等の家庭内の状況についての情報収集を、支援の開始時だけでなく支援の過程においても、継続的に行うべき。

6. 入所措置解除、再一時保護とアセスメント

- 子どもを家庭復帰させる場合の判断は、子どもの福祉が最優先されるべきで、保護者の希望で判断されるべきでない。
- 児童福祉法第28条による施設入所の期間満了が迫っていても、子どもや家庭の状況によっては、家庭復帰の延期、中断、再一時保護の実施を検討すべき。

7. 転居に伴う要支援ケースの移管、引き継ぎ

- 要支援家庭が転居した場合の、地方公共団体間でのケース移管、引き継ぎ、連絡等を徹底すべき。
- 都道府県は管内における要支援家庭の転居の際、確実な情報提供が行われる体制を整備すべき。

8. 乳幼児健診が医療機関委託となっている場合の連携

- 市町村が健診を医療機関等に委託している場合、健診結果に異常が認められない場合でも、支援が必要と考えられる場合に医療機関から情報提供されるように、連携体制の構築を進めるべき。

9. 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の活用

- 市町村が、医療機関等から虐待の通報を受けた場合や要保護児童等の情報を受けた場合、確実に子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の協議対象とし、必要な支援を行うべき。
- 個別ケース検討会議では、情報共有した上で課題を明確にし、支援方針や具体的な支援内容、役割分担について明確に決定し、適切な支援につなげるべき。

10. 子ども虐待に対応する職員に対する研修の着実な実施

- 子ども虐待に対応する職員に対して、確実に研修を受講させるべき。
- 関係機関が合同で研修を受講する機会を設定すべき。

11. 地方公共団体における重大事例の検証

- 検証は、第三者による委員で構成される組織で行うこととし、検証組織の委員構成は検証事例の特性に応じたものとするべき。
- 検証組織から受けた提言については確実に実行するとともに、進捗状況を確認し、定期的に検証組織に報告すべき。

国への提言

1. 発生予防

- 望まない妊娠を予防するための方策と、望まない妊娠について悩む者への相談体制を更に充実し、関係機関等と一体となり取組を継続すべき。

2. 通告についての広報・啓発

- 虐待発見時の児童相談所等への通告義務や、通告した人の秘密が守られること、児童相談所全国共通ダイヤルの周知などを図るべき。

3. 虐待の気づき・発見

- 本報告における地方公共団体への提言内容について、研修等あらゆる機会を活用して周知すべき。

4. 要支援ケースの移管・引き継ぎ

- 要支援家庭が転居した場合の地方公共団体間でのケース移管、引き継ぎ、連絡等が徹底されるよう、ケース移管等の方法を例示し、地方公共団体に周知すべき。

5. 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の活用

- 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)が効果的に活用されるために地方公共団体から必要な情報収集をしつつ、実践例を地方公共団体に示すべき。

6. 地方公共団体における検証

- 地方公共団体の検証報告書で示された提言への地方公共団体の取組状況を把握すべき。
- 地方公共団体の検証報告書が、児童虐待防止対策に携わる者に広く活用されるような方策を講じるべき。

本委員会で指摘した虐待による死亡が生じ得るリスク要因

(第1次～6次の検証結果より)

保護者の側面

- 保護者等に精神疾患がある、あるいは強い抑うつ状態である
- 妊娠の届出がされていない
- 母子健康手帳が未発行である
- 特別の事情がないにも関わらず中絶を希望している
- 医師、助産師が立ち会わないで自宅等で出産した
- 妊婦健診が未受診である
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 妊産婦等との連絡が取れない
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 乳幼児にかかる健診が未受診である
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 子どもを保護してほしい等、保護者等が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず保護者等が虐待を否定
- 過去に心中の未遂がある
- 訪問等をして子どもに会わせてもらえない
- 双子を含む複数人の子どもがいる

子どもの側面

- 子どもの顔等に外傷が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 保護施設への入退所を繰り返している

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子がおかしいと情報提供がある
- きょうだいに虐待があった
- 転居を繰り返している

援助過程の側面

- 単独の機関や担当者のみで対応している
- 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)が一度も開催されていない
- 関係機関の役割、進行管理する機関が明確に決まっていない

※子どもが低年齢、または離婚等により一人親の場合であって、上記に該当する場合は、特に注意して対応する必要がある。

各 { 都 道 府 県
指 定 都 市
児童相談所設置市 } 児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

児童の安全確認の徹底について

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素より御尽力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、今般、大阪市において母親が二人の幼児を自宅に放置したまま家に戻らず、幼児が死亡に至る事件が発生したところである。この事件は、児童相談所に通告があり、その後、家庭訪問を重ねたにも関わらず当該児童の安全確認が行えないまま事件が発生したことを重く受け止め、下記により、児童虐待への対応に徹底を期されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき技術的な助言である。

記

1 児童相談所における安全確認の再徹底

児童相談所は、児童虐待に関する通告があった場合には、児童の安全の確認を行うための措置等を速やかに行うこととされているが、現に、通告がありながら子どもの安全確認措置を講じたにも関わらず安全確認ができていない事例がないか早急に確認を行うこと。

2 児童相談所における対応事例の再確認

児童相談所が通告を受けた事例において当初の安全確認は行えたものの、その後、児童相談所の関与を拒否し、子どもの姿が確認できない状態に陥っている事例がないか早急に確認を行うこと。

3 立入調査、臨検捜索等の徹底

上記1及び2のような事例がある児童相談所においては、対応方針を早急に見直し、子どもの安全と最善の利益を最優先にして、立入調査、出頭要求、臨検・捜索等の一連の流れを念頭に置いた対応を図るとともに、子どもの一時保護についても適時・適切に実施すること。

雇児総発0810第1号

平成22年8月10日

各
〔 都 道 府 県 〕
〔 指 定 都 市 〕
〔 児 童 相 談 所 設 置 市 〕
児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

児童の安全確認の徹底に係る調査について（依頼）

児童の安全確認の徹底については平成22年8月2日付雇児総発0802第1号の通知により、先般の大阪市の事件において児童の安全確認が行えないまま事件が発生したことを重く受け止め、児童虐待への対応に徹底を期されるようお願いしたところである。

今般、上記通知に基づいて、貴都道府県等において確認された児童の安全確認ができていない事例等の実態を把握することにより、児童虐待防止の更なる強化のための検討資料としたいので、別添1及び別添2の調査票に必要事項を記入の上、当職宛提出されるようご協力いただきたい。

また、各児童相談所における、当初の安全確認が困難であったが様々な工夫により安全確認ができた事例について、これを取りまとめて全国の児童相談所等に周知し、業務の参考にしていただきたいので、工夫事例について別添3の調査票にてご報告願いたい。

児童の安全確認等に関する実施状況調査票

児童相談所名()

- 1 児童相談所における安全確認(児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により子どもを直接目視することにより行うことをいう。以下同じ。)の状況

①	平成22年4月1日から平成22年6月30日までの間に受理した虐待通告の件数	件
②	①のうち、平成22年8月10日までに児童の安全確認が必要と認められた件数(本人が相談に来た場合など、その場で安全確認ができたものを除く)	件
③	②のうち、平成22年8月10日時点で、児童の安全確認ができていない件数	件
④	②のうち、平成22年8月10日時点で、児童の安全確認ができていない件数	件
⑤	④の内訳 ○住所が特定できないケース: 件 ○訪問するが拒否されているケース: 件 ○その他(): 件	

※ 通常の件数は、①=②、②=③+④となる。

- 2 児童の安全確認ができた事例の再確認の状況

⑥	平成22年3月31日以前に受理した虐待通告で、そのときには児童の安全確認ができたものの、その後、平成22年4月1日から平成22年6月30日までの間に子どもの姿が確認できない状態に陥っている件数(継続指導、福祉司指導となったもの、なっているもの含む。)	件
⑦	⑥のうち、平成22年8月10日時点で、児童の安全再確認ができていない件数	件
⑧	⑥のうち、平成22年8月10日時点で、児童の安全再確認ができていない件数	件
⑨	⑧の内訳 ○行方不明となったケース: 件 ○訪問するが拒否されているケース: 件 ○その他(): 件	

※ 本調査票は平成22年8月23日(月)までに提出ください。

児童の安全確認等に関する実施状況調査票

児童相談所名()

3 対応方針の見直しの状況

- (1) 平成22年8月10日時点で児童の安全確認(児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により子どもを直接目視することにより行うこと)ができていないケースの同年8月30日現在の状況(別添1の1のケース)

別添1の1の④の件数		件
安全確認ができた事例	家庭訪問により確認できた件数	件
	立入調査により確認できた件数	件
	出頭要求等により確認できた件数	件
	その他(具体的に記載)	件
安全確認ができない事例	(具体的に記載)	件
		件
		件
		件

- (2) 初回の児童の安全確認(児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により子どもを直接目視することにより行うこと)はできたが、その後の安全再確認ができないケースの平成22年8月30日現在の状況(別添1の2のケース)

別添1の2の⑧の件数		件
安全確認ができた事例	家庭訪問により確認できた件数	件
	立入調査により確認できた件数	件
	出頭要求等により確認できた件数	件
	その他(具体的に記載)	件
安全確認ができない事例	(具体的に記載)	件
		件
		件
		件

※ 本調査票は平成22年8月31日(火)までに提出ください。

工夫事例についての調査票

児童相談所名 ()

ケース概要
対応が困難であったポイント
対応に工夫をしたポイント
現 状

※ 本調査票は平成22年8月23日(月)までに提出ください。

雇児総発0818第1号

平成22年8月18日

各 { 都 道 府 県
指 定 都 市
児童相談所設置市 } 児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

児童の安全確認の対応について

虐待通告があった場合の児童の安全確認については、先般の大阪市の事件を受けて、「児童の安全確認の徹底について」（平成22年8月2日雇児総発0802第1号本職通知）により、安全確認ができていない事例がないか早急に確認し、適切に対応することなどをお願いするとともに、その実施状況に係る調査も依頼（平成22年8月10日雇児総発0810第1号本職通知）したところである。

一方、虐待通告を受けた場合の児童の安全確認の初期対応は、「児童相談所運営指針について」（平成22年3月5日児発第133号厚生省児童家庭局長通知。以下、「児童相談所運営指針」という。）の第3章の第3節で示しているように、「子どもを直接目視することを基本とする」こと及び通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとなっており、現在、「各自治体が定めている48時間以内の所定時間内」において、子どもを直接目視することを確実に実施することが重要であると考えている。

については、こうした初期対応の徹底のほか、児童相談所運営指針で示す児童虐待に関する調査事項や調査方法を適切に運用することにより、児童虐待対策に万全を期されるよう、改めて管下児童相談所に周知されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(参考)

◎児童相談所運営指針について（平成2年3月5日児発第133号厚生省児童家庭局長通知）
（最終改正：平成22年3月31日雇児発0331第6号）

児童相談所運営指針（抄）

第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務

第1節 ～ 第2節（略）

第3節 調査

1. 調査の意義

- (1) 調査は子どもや保護者等の状況等を知り、それによって子どもや保護者等にどのような援助が必要であるかを判断するために行われるものであり、相互信頼関係の中で成立するものである。
- (2) したがって、事情聴取的な形ではなく、子どもや保護者等の気持ちに配慮しながら情報の収集を行う。
- (3) 調査のための面接がそのまま指導のための面接の場となることも多いので、社会福祉援助技術の基本的原理の一つである「非審判的態度」に心がけ、信頼関係の樹立に努める。

2. 調査担当者

- (1) 調査は相談・指導部門、判定・指導部門等の児童福祉司、相談員が中心となっていくが、相談の内容によっては他の職員が行う。
- (2) 虐待相談の場合、調査に対する客観性の確保が特に強く求められること、保護者等の加害の危険性があること等から、調査に当たっては複数の職員が対応する等、柔軟な対応に努める。

3. 調査の開始

調査の開始及び担当者は原則として受理会議を経て決定する。ただし、緊急の場合、巡回相談中の受付の場合等においてはこの限りでない。

虐待通告（「送致」を含む。）を受けた場合であって、安全確認を必要と判断される事例については、速やかに緊急受理会議を開催し、緊急性など個々の事例の状況に応じて、安全確認の実施時期、方法等の対応方針を決定する。

なお、安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、各自治体ごとに、地

域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい。

また、こうした初期対応のほか、必要に応じて、後日、追加的なアセスメントを適切に実施する。

4. 調査事項

(1) 調査事項は相談の内容によって異なるが、標準的には以下の事項が調査対象となる。これらは、診断・判定における基礎的かつ重要な情報となるので、これらに基づき各自治体において、調査事項及び内容、様式、手順等を定めるとともに、調査を確実に実施するための調査チェックリスト等を定めることが必要である。

- ① 子どもの居住環境及び学校、地域社会等の所属集団の状況
- ② 子どもの家庭環境、家族の状況
- ③ 子どもの生活歴、生育歴
- ④ 子ども、保護者等の現況
- ⑤ 過去の相談歴等
- ⑥ 児童相談所以外の機関の子ども・家族への援助経過
- ⑦ 援助等に関する子どもや保護者等の意向
- ⑧ その他必要と思われる事項

(2) 法第25条の6において、児童相談所は、法第25条の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、その子どもの状況の把握を行うものとされている。

特に児童虐待に係る通告については、平成19年の児童虐待防止法の改正により、児童相談所が同法第6条第1項の規定による通告又は市町村若しくは都道府県の設置する福祉事務所からの送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、その子どもとの面会その他の手段によりその子どもの安全の確認を行うための措置を講ずることとされ、安全確認措置の努力義務が義務に改められた（児童虐待防止法第8条第2項）。

(3) また、平成19年児童福祉法改正法により、市町村又は福祉事務所の長は、児童虐待防止法第8条の2の出頭要求、同法第9条第1項の立入調査又は法第33条の一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を都道府県知事等又は児童相談所長に通知するものとされたことから、当該通知があった場合においても、適切な対応を講ずる必要がある。

なお、都道府県知事等は、当該通知に係る措置の実施状況について、都道府県児童福祉審議会（法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会。同条第1項ただし書きに規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会。市町村に設置さ

れるものを含む。以下同じ。)に報告しなければならないこととされている。

5. 調査の方法

調査の方法には面接（所内面接、訪問面接）、電話、照会、委嘱、立入調査等による方法があるが、虐待相談の場合、緊急保護の要否を判断する上で子どもの心身の状況を直接観察することが極めて有効であるため、子どもの安全確認を行う際には、子どもを直接目視することを基本とする。

いずれの場合においても子どもや保護者等の意向を尊重するよう努め、子どもや保護者以外の者から情報を得るときは、原則として子どもや保護者の了解を得てから行うよう配慮する等、プライバシーの保護に留意する。

ただし、虐待通告等で、対応に緊急を要し、かつ調査等に関し保護者等の協力が得難い場合は、この限りでない。また、性的虐待が疑われる場合には、子どもに与える心理的な負担や子どもの意向に十分配慮して調査を行うことが必要である。具体的な方法については、「子ども虐待対応の手引き」による。

なお、調査に際しては、児童相談所の職員は、その職務上知り得た事項であって、児童虐待に係る通告をした者を特定させるものを漏らしてはならないことに留意する必要がある。（児童虐待防止法第7条）

(1) 面接

ア 子どもや保護者等との面接による情報の収集については、できる限り子どもや保護者等の気持ちに配慮しながら行う。

イ 子どもや保護者等との面接が中心となるが、関係機関の職員等との面接も重要である。特に、虐待相談等の場合、子どもや保護者等との面接だけでは正確な事実関係の把握が困難な場合も多いので、幅広い情報収集に努める。

ウ 子どもの家庭、居住環境、地域社会の状況、所属集団における子どもの状況等の理解については、訪問による現地調査により事実を確認する。

エ 虐待相談の場合、緊急保護の要否を判断する上で子どもの心身の状況を直接観察することが極めて有効である。このため、子どもの来所が望めない場合、可能な限り早期の段階で子どもの家庭や所属集団等において子どもの観察を行う。なお、観察に当たっては、観察の客観性、精度の向上を図るため、調査担当者以外に医師や児童心理司等が同行する等、複数の職員が立ち会うことが望ましい。

(2) 調査の協力、委嘱

調査を行うに当たっては市町村長や児童委員に協力を求め、又は児童委員や福祉事務所に調査の委嘱ができることとされており、十分な連携を行う。（法第12条第4項、第13条第4項、第17条第1項第4号、第18条第4項）

また、法第25条の2第1項の規定により地方公共団体に設置の努力義務が課されている要保護児童対策地域協議会は、要保護児童及びその保護者、要支援児童（保

護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童に該当するものを除く。）」及びその保護者並びに特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うことを目的としており、こうした情報の交換や協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。（法第25条の3）

(3) 照会

直接調査することが困難な場合又は確認を要する場合等には、文書等により照会する。

(4) 保護者への出頭要求

① 対象となる事例

児童虐待防止法第8条の2の規定に基づく都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。）による出頭要求は、特に、児童相談所の家庭訪問等によっても長期間児童の姿を確認できない事例や呼びかけに対し全く応答がなく安否を確認できないような事例について、有効な安全確認の選択肢の一つとなると考えられるため、積極的に活用することとされたい。

出頭要求を行う際には、保護者がこの出頭要求に応じない場合、同法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講じるものとされていることから、保護者がこれに応じない場合の対応を考慮しながら、その必要性を判断する必要がある。同法第8条の2の出頭要求は、あくまでも安全確認の選択肢の一つであり、児童虐待が行われているおそれがあると認められるとともに、緊急に児童の安全確認を行う必要があるなどの場合には、直ちに同法第9条第1項の立入調査を行うことも可能である。

なお、一度出頭要求に応じたことから安全確認ができた後において、再度虐待のおそれが生じた場合においても、改めて本出頭要求を行うことが妨げられるものではないことに留意されたい。

② 出頭要求の方法

保護者に対する出頭要求の告知は、原則として、直接職員が告知書を交付することで行うとともに、できる限りその受領証を徴することとし、その経過を記録する。保護者が出頭要求の告知書の受領を拒否した場合には、出頭要求に応じないものとして取り扱うこととし、この場合においては、当該拒否の状況について適切に記録する。

また、職員が保護者の住居を訪問しても、呼びかけにまったく応じないような

事例については、保護者が長期間不在であることが明確である等の告知書を受領し得ない客観的状況にある場合を除き、出頭要求の告知書を封筒に入れた上、郵便受箱、郵便差入口等の適切な箇所に差し入れ、その状況を写真等で確実に記録する。この場合、当該封筒に出頭要求の告知書が含まれることが推察できるよう、事前に告知書の送達のため訪問する旨を電話により連絡し、若しくは告知書を郵便受箱等の適切な箇所に差し入れる旨の玄関先での呼びかけ等を行い、又は告知書が含まれる旨を当該封筒に記載する。

こうした対応によっても保護者が出頭しない場合には、出頭要求に応じないものとして取り扱う。

③ 出頭要求の告知書

告知書においては、

- ・ 出頭を求められる者の住所、氏名及び生年月日
- ・ 出頭を求める日時及び場所
- ・ 同伴すべき児童の氏名、生年月日及び性別
- ・ 出頭を求める理由となった事実の内容
- ・ 保護者が出頭を求める日時での出頭が困難な場合における対応
- ・ 出頭要求に応じない場合、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待防止法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講ずることとなる旨及び当該立入調査を正当な理由なく拒否した場合には罰金に処せられることがある旨
- ・ その他必要な事項

について記載する（別添1参照）。

出頭を求める日時は、迅速な対応の確保及び各自治体ごとに定めた虐待通告に係る安全確認の所定時間との均衡も踏まえつつ、速やかに安全確認を行う観点から、個別の事案に応じて特定の日時を設定する。ただし、やむを得ない理由により保護者等による当該日時における出頭が困難と認められる場合には、速やかに安全確認を行うことを十分考慮しつつ、当該保護者からの申し出に応じて出頭を求める日時を調整することとして差し支えない。

また、出頭を求める場所は、当該児童の所在地を管轄する児童相談所が基本となると考えられるが、保護者の心身の状況等に鑑み、児童相談所以外の市役所その他の場所とすることも差し支えない。

④ 出頭要求に応じない場合の対応

保護者が出頭要求に応じない場合には、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、速やかに、児童虐待防止法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講じる。

なお、②で述べたような出頭要求の告知書の受領を拒否する、訪問しても応答がない事例については、出頭要求に応じないものとして取り扱う。

⑤ 記録のあり方

出頭要求に応じない場合、当該事実が児童虐待防止法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講じる理由となること、また、同立入調査に応じない場合には、同法第9条の3第1項の臨検又は搜索の実施対象となることもあり得、その場合、同項の許可状を裁判官に請求する際、併せて当該事案に係る経過を示す必要があることから、児童記録票その他の調査記録を適切に作成、保管しておくとともに、報告書（作成した職員の署名（記名）押印のあるものをいう。以下同じ。）を作成する。

(5) 立入調査

① 法第29条に規定する立入調査は、法第28条に定める承認の申立を行った場合だけでなく、虐待や放任等の事実の蓋然性、子どもの保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、法第28条に定める承認の申立の必要性を判断するために調査が必要な場合にも行えることに留意する。

また、児童虐待防止法第9条第1項の規定では、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときに子どもの住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問させることができること、正当な理由がないのにその執行を拒否した場合、同条第2項により適用される法第61条の5の50万円以下の罰金に処することとされているが、立入調査の実効性を高める観点から、立入調査を実施するに当たっては、正当な理由がないにもかかわらず立入調査を拒否した場合には罰金に処せられることがある旨を、可能な限り保護者に対して告知する。その際には、当該立入調査を拒否した場合、同法第9条の3第1項の臨検又は搜索が行われる可能性がある旨も併せて告知する。

さらに、上記の告知をしたにもかかわらず、立入調査に応じない状況があれば、その場において、立入調査を拒否したものと認める旨を言い渡すこととする。

なお、拒否したかどうか不明確なままでは、同法第9条の2の再出頭要求や④で述べる告発のいずれにも移行することが困難となることから、拒否した状況を明確にし、記録しておくことが必要であることに十分留意されたい。

② 立入調査の必要がある場合には、都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長）の指示のもとに実施する。

③ 立入調査が拒否された場合において、当該拒否について正当な理由がないと認められるときは、告発の可否を検討するとともに、原則として、速やかに、児童虐待防止法第9条の2の再出頭要求の手続に移行する。

なお、特に、立入調査の拒否の態様やそれまでの経過等も勘案し、当該保護者

の行為が悪質であると認められる場合には、当該保護者について管轄警察署に告発することを検討する。告発については、事前に管轄警察署等とよく協議した上で行うこととし、このためにも日常的に警察との連携に努めるべきである。

- ④ 告発とは、告訴権者以外の第三者から捜査機関に対してなされる犯罪事実の申告及びこれに基づく犯人の処罰を求める意思表示をいうが、適切にこれを行うとともにその経過を記録する等の観点から、正当な理由なく立入調査を拒否した具体的事実や被告発人の処罰を求める旨を記載した告発状を提出することにより、これを行う（別添2参照）。

その際には、併せて、告発に至る経緯や具体的事実を証する疎明資料として、児童記録票その他の調査記録、住居の写真、児童の居住を証するための児童の住民票の写し、立入調査の実施状況に係るビデオ等による音声や画像の記録、出頭要求や立入調査の実施状況に関する報告書の写し等を添付して提出する。

なお、告発がなされた場合には警察において捜査が開始されることにかんがみ、告発の取消を要する事態とならないよう、告発する前の段階において、具体的事案に応じて、提出する予定の告発状や疎明資料を提示するなどして、立入調査を行う場所を管轄する警察署と協議をされたい。

- ⑤ 告発状が受理された後においては、通常、当該事件の捜査のため職員の事情聴取や資料の提出が求められることとなるので、積極的に協力する。

なお、捜査の結果に基づき、起訴又は不起訴の処分が行われたときは、検察官から告発をした者に処分結果が通知され、不起訴とした場合には、告発人の請求に基づき、その理由が開示されるので、留意されたい。

- ⑥ 立入調査、臨検又は搜索等に当たっては、必要に応じ、市町村に対し関係する職員の同行・協力を求める。また、子ども又は調査担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、必要に応じ、児童虐待防止法第10条により警察に対する援助の依頼を行い、これに基づく連携による適切な調査を行うとともに、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を最優先した臨機応変の対応に努める。

なお、警察への援助の依頼については、第7章第14節「6. 虐待事例等における連携(3)立入調査、臨検又は搜索等における連携」を参照すること。

- ⑦ 立入調査が拒否された場合においては、管轄警察署への告発だけでなく、児童虐待防止法第9条の2の保護者への再出頭要求や同法第9条の3第1項の臨検又は搜索の実施対象となることもあり得ることから、児童記録票その他の調査記録を適切に作成、保管しておくとともに、(4)の⑤と同じく、立入調査の状況やこれに至る経緯について、報告書を作成する。

- ⑧ 立入調査に当たっては、その後の家庭裁判所における審判や④の告発の際の事

実関係の確認に資するため、必要な範囲において写真やビデオあるいはスケッチ等を含め具体的、詳細な調査記録の作成を行うとともに、関係書類等の入手・保存に努める。

- ⑨ 立入調査については、平成12年11月20日児発第875号「「児童虐待の防止等に関する法律」の施行について」及び平成16年8月13日雇児発第0813002号「「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について」、本指針並びに平成9年6月20日児発第434号「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」及び「子ども虐待対応の手引き」に基づき行う。

(6) 保護者への再出頭要求

児童虐待防止法第9条の2の規定による都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。）の出頭要求（同法第8条の2の出頭要求が行われていない場合を含め、以下「再出頭要求」という。）の趣旨、内容は同法第8条の2の出頭要求と同様であるが、再出頭要求は、正当な理由なく同立入調査を拒否したことが要件とされていることに留意されたい。

再出頭要求の方法等については、出頭要求と同様に行うこととし、(4) を参考に告知書の記載や手続、記録の作成を行うこととする（別添3参照）。

なお、裁判官の許可状を得た上で行う同法第9条の3の臨検又は搜索は、再出頭要求が行われ、保護者がこれに応じないことが要件とされていることから、同条の臨検又は搜索を行う必要があると史料される場合、当該再出頭要求が実施される必要がある。

(7) 臨検、搜索等

① 対象となる事例

児童虐待防止法第9条の3第1項の規定による都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。以下この(7)において同じ。）の臨検又は搜索は、特にネグレクトのように児童を直接目視できず児童の状況自体把握できないような場合に活用されることで、児童の安全の確認又は安全の確保が行われることが想定されている。

この「臨検」又は「搜索」は、双方とも強制処分として行うものであり、「臨検」とは住居等に立ち入ることをいい、「搜索」とは住居その他の場所につき人の発見を目的として捜し出すことをいう。これらの臨検又は搜索は、物理的実力の行使を背景に、対象者の意思に反してでも直接的に児童の安全確認又は安全確保をしようとするものであり、同法第9条第1項の立入調査が、これを拒んだ者に対する罰則を定めることで、間接的に調査の実効性を担保しようとするの異なるものである。

なお、臨検又は搜索は、同法第9条第1項の立入調査を実施したにもかかわらず

ず頑なに立ち入りを拒否されるようなケースについて、例外的に行うことが想定されており、迅速な安全確認が要請されている状況にあるところ、まずは、当該立入調査を実効的に行うことにより、児童の安全確認又は安全確保が行われるよう努められたい。

② 臨検又は搜索の要件

ア 立入調査等の実施

臨検又は搜索は、児童虐待防止法第8条の2第1項の出頭要求を受けた保護者又は同法第9条第1項の立入調査を受けた保護者が、同法第9条の2の再出頭要求に応じないことが要件とされている。

イ 児童虐待が行われている疑いがあること

臨検又は搜索は、アの保護者による立入調査の拒否等の経過を経た上で、「児童虐待が行われている疑いがある」ときに行われる必要がある。

ウ 裁判所の裁判官による許可状の発付

臨検又は搜索は、ア、イの要件を満たした上で、管轄の裁判所の裁判官が発する許可状を得て初めて可能となるものであり、裁判官への許可状の請求が必要である。

③ 裁判官に対する許可状の請求等

ア 許可状の請求

臨検又は搜索に係る許可状は、臨検しようとする児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に対してこれを請求する。

請求先の窓口等については、各地の裁判所から連絡されることとなっている。

臨検又は搜索に係る許可状の円滑な請求が可能となるよう、当該請求の際に弁護士等の専門家や警察官OBによる助言等を得ることができる体制を整えておくことが適当である。

こうした体制強化については、本指針第6章第3節「児童虐待防止対策支援事業」に記載している

- ・ 法的対応機能強化事業
- ・ スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業
- ・ 一時保護機能強化事業
- ・ 24時間・365日体制強化事業

などの積極的な活用を図られたい。

イ 請求書の様式等

裁判官への許可状の請求は書面により行う（別添4参照）。

なお、日没以降の夜間に臨検又は搜索を行う必要がある場合には、当該夜間

執行について、併せて請求する必要があることに留意されたい。また、許可状の有効期間が超過し失効した場合であって、特にやむを得ない理由があるときは、裁判官に対し、許可状の再請求をすることができる。

許可状を請求する場合には、児童虐待防止法第9条の3第3項の規定により、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料等を添付することとされている。このため、以下を参考に、請求書に資料を添付して提出することとされたい。

なお、裁判官が、許可状を発し、又は許可状の請求を却下したときは、速やかに、許可状の請求書とともに添付資料も返還されることとなる。

(7) 児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料

当該資料としては、近隣住民や保育所等の関係機関からの聞き取り調書、市町村における対応録の写し、児童相談所における記録（児童記録票その他の調査記録）などが考えられる。

なお、近隣住民等からの聞き取り調書については、供述者の署名押印があることが望ましいものの、供述者の署名押印のないものであっても、そのことだけの理由で資料から排斥されるものではない（この場合であっても聴取者の署名（記名）押印は必要である。）。

(イ) 臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料

当該資料としては、当該児童の住民票の写し、臨検しようとする住居の写真（可能な場合、子ども用の玩具・遊具や洗濯物など当該住居での児童の生活を示す写真を含む。）などが考えられる。

(ウ) 保護者が児童虐待防止法第9条第1項の立入調査を拒むなどし、及び同法第9条の2の再出頭要求に応じなかったことを証する資料

当該資料としては、出頭要求や再出頭要求、立入調査の実施報告書の写しなどが考えられる。

(エ) その他

他に添付すべき資料としては、事案の概要を記した総括報告書、児童相談所長が都道府県知事等から権限委任を受けて許可状を請求する場合にはその根拠となる法令（地方自治法第153条第2項、各都道府県等で定める条例等）などが考えられる。

ウ 許可状の交付

許可状の請求を受けた裁判官は、臨検又は捜索に係る許可状発付の要件の有無を判断し、要件が具備されていると認められる場合には、都道府県知事等あてに許可状を交付することになる。

④ 処分を受ける者への許可状の提示

都道府県知事等は、当該許可状を臨検又は捜索を行う児童相談所の職員等に交付するとともに、当該児童相談所の職員等は、臨検又は捜索を行うに当たり、これらの処分を受ける者、すなわち臨検又は捜索の対象となる住居又は居所に実際に居住している者に提示しなければならない。

不在等のため処分を受ける者に許可状を示すことができないときは、児童虐待防止法第9条の9第1項又は第2項の規定により臨検又は捜索に立ち会う者に示さなければならない。

なお、処分に着手した後、処分を受ける者が現れたときは、その者に改めて許可状を示すのが適当である。

また、許可状の提示は、相手方に記載内容を閲覧・認識しうる方法でなされるべきであるが、相手方が閲覧を拒絶するときは、そのまま執行に着手することができる。

⑤ 関係者への身分証明証の提示

児童相談所の職員等は、児童虐待防止法第9条の3第1項による臨検若しくは捜索又は同条第2項による調査若しくは質問（以下「臨検等」）をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

⑥ 責任者等の立ち会い

児童相談所の職員等は、臨検又は捜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。）又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。

この場合において、これらの者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

なお、上記の所有者若しくは管理者又は同居の親族で成年に達した者が立ち会う場合であっても、手続の公正を担保する観点からは、当該臨検又は捜索に市町村等の地方公共団体の職員を立ち合わせることが適切である。

⑦ 臨検又は捜索に当たって可能となる処分等

ア 解錠その他必要な処分

児童相談所の職員等は、臨検又は捜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。

この「その他必要な処分」の内容・方法は、児童の安全確認又は安全確保の目的のために必要最小限度において許容されるものであり、かつ、その手段・方法も社会通念上妥当なものである必要がある。

イ 臨検等をする間の出入りの禁止

児童相談所の職員等は、臨検等をする間は、何人に対しても、許可を受けな
いでその場所に入入りすることを禁止することができる。

ウ その他

写真撮影等は、必要な程度においてこれを行うことは、臨検、搜索等が適正
に行われたことや児童の生活状況など虐待の状況を記録し、第三者に示すため
に極めて有効と考えられる。

⑧ 夜間の執行の制限

臨検又は搜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日
没から日の出までの夜間にはしてはならない。

このため、夜間に臨検又は搜索をしようとするときは、裁判官へ許可状を請求
する際、その旨も併せて請求する必要がある。

なお、許可状に夜間でも臨検又は搜索をすることができる旨の記載がない場合
であっても、日没前に臨検又は搜索に着手したときは、日没後でもその処分を継
続することができる。

⑨ 警察への援助要請等

児童虐待防止法第9条第1項の立入調査と同様に、必要に応じ、児童や調査担
当者に対する保護者等による加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、同
法第10条の規定により、警察署長に対する援助の依頼を行い、これに基づく適切
な連携を行う。その際には、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、
子どもの福祉を優先した臨機応変な対応をすべきである。

臨検又は搜索をするに当たって、錠をはずしその他必要な処分を行うことが
できることとされているが、これらの実力行使を伴う処分についても、警察官で
なく児童相談所の職員等が行うこととされていることから、十分な体制を整える
とともに、これらの行為についての保護者の抵抗もあり得ることから、児童や職
員の安全に万全を期すためにも、警察との連携にも一層配意されたい。

また、臨検、搜索等を円滑に実施するためには、同法第9条第1項の立入調査
と同様に、あらかじめ身分証明証を児童相談所の職員等に交付しておくことが望
ましい。

⑩ 記録のあり方

許可状の請求をしたときは、請求の手続、許可状発付後の状況等を記録する。
また、臨検又は搜索をしたときは、児童相談所の職員等は、これらの処分をした
年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人ととも
にこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印せず、又は署
名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

⑪ 都道府県知事等への報告

児童相談所の職員等は、臨検、搜索等を終えたときは、その結果を都道府県知事等に報告しなければならない。

都道府県知事等は、都道府県等の児童福祉審議会に、臨検若しくは搜索又はこれに伴う調査、質問の実施状況を報告しなければならない。

⑫ 不服審査、行政事件訴訟

臨検等に係る処分については、行政手続法上の不利益処分の手続は適用されず、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）上の不服申立てをすることができずとされている。また、行政事件訴訟法第37条の4の規定による差止めの訴えも提起することができない。

(8) その他

里親委託、養子縁組に関する調査については、本指針に定めるほか、次の通知による。

- ① 昭和23年厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」
- ② 平成14年厚生労働省令第116号「里親が行う養育に関する最低基準」
- ③ 平成14年9月5日雇児発0905002号「里親制度の運営について」
- ④ 平成14年9月5日雇児発0905004号「養子制度等の運用について」

安全確認ができないケースについての対応例

【家庭訪問時に不在である場合】

- 初回の家庭訪問時に不在の場合、室内の点燈を確認して再度訪問したり、電気メーターの回転速度等を確認して在宅かどうか判断して訪問するようにしている。

- 子どもの洗濯物が屋外に干してある、自転車やベビーカーが家の前に置いてある、など外から見てわかる範囲で在宅かどうか判断して訪問している。

- 何度か家庭訪問しても不在である場合には、深夜、早朝に当該家庭の周辺を調査し、生活リズムを把握した上で在宅と思われる時間帯に訪問するなどしている。

- 頻繁に泣き声が聞こえるなどという通告の場合には、泣き声がよく聞こえる時間帯を絞り込んで訪問するようにしており、主任児童委員、民生委員等の協力を仰ぎ、その時間帯又は近い時間帯に周辺調査を依頼するなどしている。

- どうしても会えない場合には、夜間も引き続き調査を行い、帰宅したところで接触したこともある。

○アパート等集合住宅の場合には、その集合住宅の持ち主や管理人に事情を伝えて協力依頼を行い、部屋の中を確認してもらったことがある。

○親族が分かっている場合には、その親族に事情を伝えて協力依頼を行い、部屋の解錠を依頼したことがある。

【建物や部屋番号などが特定できない場合】

○建物や部屋番号が特定できない通告内容の場合には、付近の住居に通告概要を記載した手紙を置いてきて情報収集して絞り込みを行い、ある程度、建物が特定できた場合がある。

○通告者のプライバシーは守られることを前提に、「通告者の氏名、住所、連絡先」などを教えてもらい、たとえばマンション等のオートロックシステムの解錠を依頼したり、通告者宅を訪問して虐待状況の詳細な聞き取り調査を行うなど、必要に応じて安全確認協力や情報提供を依頼することがある。

【長期にわたり接触を拒んだ場合】

○長期間にわたり不登校、引き込み等で、家庭訪問にもまったく応じないような場合には、このままの状態が続くと出頭要求や立入調査、警察の介入など、強制的な介入を視野に入れざるを得ないといった内容の手紙を家庭訪問時に置いてくることで保護者に危機感を持たせ、安全確認が行えたこともある。

【当初接触できていたものの途中から接触できなくなった場合】

○当初は保護者と接触できていたものの、その後、接触が取れなくなった場合には、それまでの間に保護者から調査した項目から勤務先を割り出し、当該勤務先を訪問して保護者と面会を行ったこともある。

○安全確認後のネットワーク会議で情報共有を行い、保護者へのソフトな対応を心掛けたことで、保護者とも頻繁に接触できるようになり、保育所への入園につながったことがある。

【住民票がなく居住者の特定ができない場合】

○アパート等集合住宅に住んでいて、住民票がなく居住者の特定ができない場合には、直接、面接して確認する以外に方法はないため、管理人に事情を説明して情報を提供してもらったことがある。

(案)

雇 児 総 発 第 号
平 成 年 月 日

各

都 道 府 県
指 定 都 市
児 童 相 談 所 設 置 市

 児童福祉主管部 (局) 長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

居住者が特定できない事案における出頭要求等について

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素より御尽力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、今般、大阪市において母親が2人の幼児を自宅に放置したまま家に戻らず死亡に至った事件が発生したところである。この事件は、児童相談所に通告があり、その後、家庭訪問を重ねたにも関わらず当該児童の安全確認が行えないまま事件が発生したものであるが、当該家庭については住民登録がなされておらず、居住者が特定できていなかったとのことである。

このため、居住者が特定できない事案における出頭要求等については、下記の点に留意し、児童虐待への対応に徹底を期されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1 関係機関への協力要請

児童相談所が児童虐待に係る通告を受けたときは、子どもの安全の確認を行うための措置を講ずることとされているが、家庭訪問等を実施しても居住者が特定できないような場合には、さらに近隣住民や関係機関の協力を得つつ、居住者の特定及び児童の安全確認に努めること。

なお、関係機関の協力を求める場合には、要保護児童対策地域協議会の活用もできること。

2 出頭要求等の活用

上記1によっても、子どもの安全確認ができない場合等において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、「児童の安全確認の徹底について」（平成22年8月2日雇児総発0802第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）においてお願いしたとおり、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第8条の2の出頭要求、法第9条第1項の立入調査及び立入調査が拒

否等された場合の法第9条の2の再出頭要求（以下「出頭要求等」という。）並びに再出頭要求に応じない場合の法第9条の3の臨検又は搜索の活用も念頭に置いた対応を図ること。

3 保護者や児童の氏名等について

- (1) 出頭要求等の実施に当たっては、通常、保護者や児童の氏名の特定が前提となるが、上記2のような場合において、調査を尽くした結果、どうしても保護者又は児童の氏名が判明しない場合において、氏名が判明しないことを理由として必ずしも出頭要求等の実施が不可能とはならないと考えられることに留意すること。その場合には、例えば「〇〇号室にお住まいの方」という形での実施が考えられる。
- (2) なお、このような出頭要求等を前提とする臨検又は搜索の裁判官の許可状の発付の可否については、個々の事案に応じて裁判官が判断することとなるが、許可状の請求に当たっては、保護者が再出頭要求に応じなかったこと等を証する資料（法第9条の3第3項）において、前提となる出頭要求等が上記（1）の趣旨を踏まえて適正に実施されたことを明らかにするよう留意すること。

(案)

雇児発 第 号
平成22年 月 日

(各団体の長) 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童虐待防止対策の推進について

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、児童虐待の現状は、児童相談所における児童虐待相談件数が一貫して増加するとともに、虐待により児童が死亡するという痛ましい事件も跡をたたない状況にあります。

こうした状況を少しでも改善するため、虐待を受けた児童を早期に発見することは、周囲の大人の責務でもあり、児童の心身に重大な被害や影響を最小限にとどめるためにも大変重要です。

つきましては、虐待を受けたと思われる児童を発見した時等には、下記の点について御配慮いただけるようお願い致します。

また、貴会・団体関係者等にもお伝え頂くなど御高配を賜れば幸いです。

記

1 通告先の周知について

- 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、児童相談所へ通告することが必要であること。この場合、通告者の秘密は守られることとなっています。
- 通告は、児童相談所の全国共通ダイヤル「0570-064-000」でその地域を担当する児童相談所につながる事となっています。

2 子どもの安全確認について

通告を受けた児童相談所は、近隣住民やその他の者の協力を得つつ児童の安全確認や調査を行うこととなっており、こうした安全確認や調査について様々な御協力を頂きますよう、お願いいたします。

(参考：昨年度の児童虐待防止推進月間のリーフレット)

主催 厚生労働省・NPO等

守ろうよ
未来を見つめる
小さなひとみ

11月は児童虐待防止推進月間です。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときやご自身が出産や子育てに
悩んだときには児童相談所や市町村の窓口にご連絡してください。



オレンジリボンには子ども
虐待を防止するというメッ
セージが込められています。

児童相談所全国共通ダイヤル

お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。

0570-064-000

※一部地域では使えないことがあります。※IP電話や一部の携帯電話からはつながりません。

児童虐待の定義は…

児童虐待とは、

【身体的虐待】	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
【性的虐待】	性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
【ネグレクト】	家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置すること など
【心理的虐待】	言葉による脅し、無視、兄弟間差別的扱い、子どもの目の前でドメスティック・バイオレンスを行うこと など

子どもを虐待から守るために…

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときには、ためらわずに子どもを虐待から救うための行動を起こすことが大変重要です。

「あなた」からの児童相談所や市町村への連絡が、子どもを虐待から守るための大きな一歩となります。

また、市町村では、子どもを虐待から守るために、子どもに関係する様々な機関からなるネットワークを作っています。このネットワークの関係機関は、子ども虐待を発見しやすい立場にあるので、いち早く「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけるために、関係機関の十分な連携・協力が大変重要です。

ネットワークの関係機関

- 児童相談所 ●福祉事務所 ●市町村 ●保健所、保健センター ●子育て支援センター ●民生・児童委員 ●保育所
- 幼稚園 ●医療機関 ●学校 ●警察 ●児童福祉施設 ●民間の相談機関 など

「虐待を受けたと思われる子ども」がいた時の連絡は…

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所や市町村の窓口にご連絡してください。

お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。

児童相談所全国共通ダイヤル

0570-064-000

平成21年10月1日より「児童相談所全国共通ダイヤル」の運用を開始します。

※ お住まいの地域を管轄する児童相談所を特定するため、お住まいの地域の郵便番号等を押していただくことがあります。

(ブッシュ信号が出せない電話からは入力できません。)

※ 一部、本システムに未加入の地域があります。(未加入の場合は、児童相談所の電話番号がアナウンスされます。)

※ PHSや一部のIP電話からはつながりません。

最寄りの児童相談所の所在地などは

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv.html> で見ることができます。

○ 児童虐待防止対策協議会 関係団体

- 1 (社) 全国保健センター連合会
- 2 (社) 日本医師会
- 3 (社) 日本看護協会
- 4 (社) 日本歯科医師会
- 5 (社) 日本PTA全国協議会
- 6 全国家庭相談員連絡協議会
- 7 全国国公立幼稚園長会
- 8 全国児童自立支援施設協議会
- 9 全国児童相談所長会
- 10 全国児童養護施設協議会
- 11 全国情短施設協議会
- 12 全国人権擁護委員連合会
- 13 全国乳児福祉協議会
- 14 全国保健師長会
- 15 全国保健所長会
- 16 全国民生委員児童委員連合会
- 17 全国養護教諭連絡協議会
- 18 全国連合小学校長会
- 19 全日本私立幼稚園連合会
- 20 日本子ども家庭総合研究所
- 21 日本子ども虐待防止学会
- 22 日本弁護士連合会
- 23 (福) 子どもの虐待防止センター
- 24 (福) 日本保育協会
- 25 日本私立小学校連合会
- 26 日本私立中学高等学校連合会
- 27 全国高等学校長協会
- 28 全日本中学校長会
- 29 (特) チャイルドライン支援センター
- 30 (財) 全国里親会
- 31 全国母子生活支援施設協議会
- 32 (社) 全国私立保育園連盟
- 33 日本子どもの虐待防止民間ネットワーク
- 34 子どもの虹情報研修センター
- 35 (特) 児童虐待防止全国ネットワーク
- 36 全国児童家庭支援センター協議会
- 37 全国自立援助ホーム連絡協議会
- 38 全国保育協議会
- 39 (福) 全国社会福祉協議会
- 40 (社) 日本助産師会

平成23年度 雇用均等・児童家庭局 概 算 要 求 の 概 要

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援 対策の推進、仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と家庭の両立の実現に向け、育児・介護休業制度の定着促進を図るとともに、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制の整備、両立支援に取り組む事業主への支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《主要事項》

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

- 1 子ども手当の充実
- 2 待機児童の解消に向けた保育サービスと放課後児童対策等の充実
- 3 母子保健医療対策の充実
- 4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
- 5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
- 6 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）（再掲）
- 3 パートタイム労働者等の均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

○予算額の状況

	22年度予算額	23年度概算要求額	伸び率
局 合 計	22,861億円	25,247億円	10.4%
一般会計	21,960億円	24,381億円	11.0%
特別会計	902億円	866億円	▲4.0%
年金特別会計			
児童手当及び			
子ども手当勘定			
うち児童育成事業費	764億円	729億円	▲4.6%
労働保険特別会計	137億円	137億円	▲0.4%
労災勘定	6億円	6億円	▲7.1%
雇用勘定	131億円	131億円	▲0.1%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

安心して子育てできる環境の整備など総合的な次世代育成支援対策の推進

1 子ども手当の充実

《1兆4,722億28百万円→1兆7,375億32百万円》

〔うち、給付費：1兆7,280億13百万円
事務費：95億19百万円〕

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の子どもを対象に支給されている子ども手当について、財源を確保しつつ、既に支給している子ども手当「1万3千円」から上積みする。上積み分については、地域の実情に応じて、現物サービスにも代えられるようにする。

(注1) 概算要求額については、平成22年度予算の負担ルール(子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給し、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担)を当てはめて国庫負担額を要求。財源構成等については、子ども手当等に関する四大臣合意(平成21年12月23日。国家戦略担当・内閣府特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣)に基づき予算編成過程で検討し、結論を得る。

なお、児童養護施設に入所している子どもへの対応、海外に居住する子どもへの対応等についても、予算編成過程で検討し、結論を得る。

(注2) 子ども手当の上積み分の取扱いについては、現物サービス(子ども・子育てビジョンに基づく保育所の整備を含む)への代替も含めて、予算編成過程で検討し、結論を得る。

2 待機児童の解消に向けた保育サービスと放課後児童対策等の充実

《457,468百万円→482,559百万円》

(1) 待機児童解消策の推進など保育サービスの充実

408,797百万円

待機児童の解消を図るため、保育所等の受入児童数の拡大を図る。また、保護者や地域の実情に応じた多様な保育サービスを提供するため、家庭的保育(保育ママ)や延長保育、休日・夜間保育、病児・病後児保育などの充実を図る。

(2) 放課後児童対策の充実

34,392百万円

総合的な放課後児童対策(放課後子どもプラン)の着実な推進を図るとともに、保育サービスの利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、放課後児童クラブの箇所数の増(24,872箇所→25,591箇所)や開設時間の延長の促進など、放課後児童対策の拡充を図る(「小1の壁」の解消)。

(3) すべての子育て家庭に対する地域における子育て支援対策

39,370百万円

子育て中の親子の交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点や、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対する一時預かり等について、身近な場所への設置を促進する。

3 母子保健医療対策の充実

《23,058百万円→28,737百万円》

(1) 不妊治療への支援等

12,306百万円

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する（1回あたり15万円を年2回、通算5年までのところを、年3回まで（通算5年、通算10回を超えない）とするとともに、所得制限を緩和することを内容とする要望を「元気な日本復活特別枠」として要望）などの支援を行う。

また、妊婦健康診査支援基金については、期限延長等について検討する。

(2) 小児の慢性疾患等への支援

16,207百万円

小児期における小児がんなどの特定の疾患の治療の確立と普及を図るとともに、患者家庭の医療費の負担を軽減する。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

4 ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進

《176,432百万円→185,899百万円》

(1) ひとり親家庭の就業・生活支援等の推進

3,721百万円

①自立のための就業支援等の推進

3,644百万円

母子家庭等の自立を推進するため、地域の実情に応じた就業支援・生活支援の事業を推進する。また、ハローワーク等と連携し、個々の家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する事業については、父子家庭についても当該事業の対象にするなどの充実を図る。

②養育費確保の推進

60百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材育成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援 **182,178百万円**

ひとり親家庭の自立を支援するために児童扶養手当を支給する。また、母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付けを行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

5 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《89,673百万円→90,548百万円》

(1) 虐待を受けた子ども等への支援 **84,767百万円**

①地域における体制整備

市町村における児童虐待防止対策の推進を図るため、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等について引き続き支援を行うとともに、相談対応職員の専門性の向上等を図る。

②児童相談所における体制の強化

困難事例への対応や市町村への支援を行う児童福祉司等のサポート職員を配置し、児童相談所の体制強化を図る。

③児童家庭支援センターの拡充

子どもや保護者に対する相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの箇所数を増加させる（104箇所→108箇所）とともに、当該センターにおける心理療法担当職員による支援体制の強化を図る。

④要保護児童等に対する社会的養護の充実

84,494百万円

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設や里親等について受け入れ児童数の拡大を図るとともに、施設におけるケア単位の小規模化や退所児童等の自立に向けた支援等を推進する。

(2) 配偶者からの暴力（DV）防止 **5,781百万円**

婦人相談所の指導的職員に対する研修体制を充実させるとともに、当該相談所における一時保護委託の充実を図る。

6 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）

《9,780百万円→9,804百万円》

（1）両立支援に関する雇用管理の改善 9,388百万円

両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等のベストプラクティスの普及等を行うとともに、賃金等の処遇や代替職員の配置等の雇用管理改善に向けたアドバイスを行う両立支援アドバイザー（仮称）（新規）を都道府県労働局に配置（107名）する。

また、両立支援に取り組む事業主への助成金について、中小企業に重点を置いて支援をするとともに、「イクメンプロジェクト」の実施により男性の育児休業取得を促進する。

（2）改正育児・介護休業法の円滑な施行 317百万円

改正育児・介護休業法に基づく制度の定着促進を図るとともに、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制を整備することにより、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を行う。

（3）中小企業における次世代育成支援対策の推進 99百万円

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定等を支援するためのコンサルティングを実施する等、行動計画の策定・届出・実施に取り組む一般事業主への支援を強化する。

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

《695百万円→633百万円》

(1) 職場における男女雇用機会均等の推進 400百万円

男女雇用機会均等法に基づく配置・昇進等の性差別禁止に関する事業主指導を強化する。

(2) ポジティブ・アクションの取組の推進 233百万円

男女労働者の間に事実上生じている格差に対する認識を促すため、使用者団体・業種別団体、労働組合と連携のもと格差の「見える化」を推進するとともに、格差解消のためのポジティブ・アクションを促進する。

2 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備（「仕事と家庭の両立実現化プログラム」の実施）（再掲）

3 パートタイム労働者等の均衡待遇の確保と正社員転換の推進

《1,478百万円→1,976百万円》

パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の実現を図るため、パートタイム労働法に基づく的確な指導等を実施するとともに、短時間均衡待遇推進等助成金及び中小企業雇用安定化奨励金を整理・統合して、「均衡待遇・正社員化推進奨励金（仮称）」を創設し、パートタイム労働者及び有期契約労働者の均衡待遇、正社員への転換を一体的に推進する。また、短時間正社員を奨励対象として、その普及を図る。

4 多様な働き方に対する支援の充実 《210百万円→188百万円》

(1) 短時間正社員制度の導入・定着の促進（一部再掲） 146百万円

短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、助成措置による支援とともに、導入企業の具体的事例に基づくノウハウの提供等を行う。

(2) 良好な在宅就業環境の確保 42百万円

良好な在宅就業環境の整備を図るため、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図るとともに、在宅就業者等に対するスキルアップ支援等や在宅就業の仲介機関、在宅就業者それぞれの連携等を促進する。



子どもへの虐待をなくそう!

子ども虐待防止オレンジリボン運動

オレンジリボンには、子ども虐待の現状を広く社会に知らせ、子どもを救うため“ひとりひとりにできること”を考え、行動しよう、虐待を受けた子どもたちが幸福になれるように、という気持ちが込められています。未来を担う子どもたちへの虐待が起こらない社会をつくり、地域のみなさまのご協力のもと、推進していきましょう。

《 オレンジリボン憲章 》

私たちは、子どもの成長と発達を支援することが社会全体の責任であることを自覚して、次のとおり行動します。

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 1 私たちは、子どものいのちと心を守ります。 | 2 私たちは、家族の子育てを支援します。 |
| 3 私たちは、里親と施設の子育てを支援します。 | 4 私たちは、地域の連帯を拡げます。 |

私たちは、子ども虐待のない社会を目指します。

総合窓口

NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク
オレンジリボン運動事務局

✉ Mail info@orangeribbon.jp ☎ Tel/Fax 03-6380-6380
📍 Add 〒156-0043 東京都世田谷区松原1-38-19 東建ビル605
🌐 URL <http://www.orangeribbon.jp/>



知ってください、オレンジリボン運動を…

オレンジリボン運動とは、

「子ども虐待防止」の象徴として「オレンジリボン」を広める市民活動です。
「オレンジリボン」には、子ども虐待の現状を広く知らせ、子ども虐待を防止し、虐待を受けた子どもが幸福になれるように、という気持ちをこめています。

2004年9月、栃木県小山市で二人の幼い兄弟が虐待の末、橋の上から川に投げ入れられて亡くなる事件が起きました。その事件をきっかけに小山市の「カンガルーOYAMA」が、子どもへの虐待防止を目指して2005年にオレンジリボンキャンペーンを始めました。

～二度とこのような悲劇が起こらないようにという願いから～

NPO法人「里親子支援のアン基金プロジェクト」がその活動に協力し、大きく育てました。
2006年からは、児童虐待防止全国ネットワークが総合窓口を担い、全国的にオレンジリボン運動として活動を広げています。

あなたにできること・・・。

- まずは自分の子育てを振り返ってみてください。
- 虐待と思われる事実を知ったときは児童相談所や市区町村の相談窓口へ通告してください。
児童相談所全国共通ダイヤル 0570-064-000
- 子育てに悩んでいる人は、ひとりで抱え込まずに電話相談してください。
全国子育て・虐待防止ホットライン ナビダイヤル 0570-011-077
午前10時～午後5時（一部地域を除き日曜・祝日休）
- 虐待を受けた子どもたちの自立を支援する輪に協力してください。
- 虐待で苦しんでいる子どもは、がまんしないで「チャイルドライン」に電話して相談してください。
- 虐待を受けた子どもたちの親代わり（里親）になってください。

「オレンジリボン」個人サポーターになってください

オレンジリボン運動を支援していただける個人サポーターを募集しています。

オレンジリボンサポーターとして、オレンジリボンバッジを胸につけ、子ども虐待防止をアピールしてください。
子ども虐待の現状を知り、周りの人にも伝えてください。また、各地の自治体・虐待防止団体などの実施する虐待防止のためのイベントやシンポジウムなどへの参加や、ボランティアなどでご協力ください。
サポーター登録には入会金、登録料、会費など費用は無料です。

お問い合わせ先・登録方法

- オレンジリボン運動のホームページから登録できます。(http://www.orangeribbon.jp/)
- インターネット環境にない方は、電話やFAXにてお問い合わせください。
(オレンジリボン事務局 TEL&FAX:03-6380-6380)

オレンジリボン運動は皆様からのご寄付で活動しています。ご協力をお願いいたします。

【振込み先】

みずほ銀行 笹塚支店 (161)
□座番号／普通預金 2326106
□座名義／トクビ) 児童虐待防止全国ネットワーク
オレンジリボン事業部

ゆうちょ銀行
□座番号／00160-6-726468
□座名義／特定非営利活動法人
児童虐待防止全国ネットワーク
※備考欄に「オレンジリボン」と記入してください

詳しくはホームページをご覧ください。

URL/http://www.orangeribbon.jp/

NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク オレンジリボン運動事務局
〒156-0043 東京都世田谷区松原1-38-19 東建ビル605
Tel/Fax:03-6380-6380 E-mail:info@orangeribbon.jp